

トーマツ チャイナ ニュース ダイジェスト版(2014 年第 3 四半期号)

(Vol.140 2014 年 7 月号- Vol.142 2014 年 9 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

投資情報 Q&A

上海自由貿易試験区の 2014 年版ネガティブリストの概要及び企業の進出状況について
教えてください。

～上海市人民政府公告 2014 年第 1 号の施行～

2013 年 9 月より「中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と表記)」が正式稼働しています。2013 年 10 月 1 日以後、同区において外商投資企業の暫定目録にある 11 項目が 3 年間、試験的に停止されました。また、「自貿区外商投資プロジェクト届出管理弁法」(滬府発[2013]71 号)により、合併・分割審査や増資等に対する各種外商投資プロジェクトが認可方式から届出管理方式に変更されています。更に、「自貿区外商投資企業届出管理弁法」(滬府発[2013]73 号)により、外商投資企業の設立及び変更においても届出管理方式に変更されています。

一方で、当該届出管理方式を“適用しない”とする許認可項目はネガティブリスト方式により決定しています。すなわち、外商投資企業に対し内国民待遇を適用せず、参入特別措置の対象となる業種をネガティブリストに列挙し、当該リスト項目に該当する業種では許可制を実行することによって、従来通り、審査認可管理を行います。ネガティブリストに該当しないプロジェクトには届出制を実施しています。

上海市政府は、2014 年 6 月 30 日付けで「自貿区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト、2014 年改訂)」(上海市人民政府公告 2014 年第 1 号、以下“2014 年版ネガティブリスト”と省略)を施行し、当該ネガティブリストを改訂しました。2014 年版ネガティブリストでは制限措置 110 項目、禁止措置 29 項目の合計 139 項目となり、2013 年度版ネガティブリストから合計 51 項目が削減されました。但し、51 項目には分類の見直しによる制限項目の削減が含まれており、実質的な改訂は取消 14 項目、規制緩和 19 項目の合計 33 項目と報道されています¹。この規制緩和の一部には、外国投資者にとりメリットのある項目が見られます。

2014 年版ネガティブリストの概要、自貿区企業の現況、ネガティブリストによる実質的な規制緩和 33 項目の詳細については、トーマツ チャイナ ニュース Vol.140(2014 年 7 月号)投資情報 Q&A をご覧ください。

¹ 上海市政府プレスカンファレンスより(URL : <http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai39507.html>)

税務情報

非居住者企業からの派遣人員が職務を担当する状況に関する税務当局の調査アンケート ～ 広州など一部地域で実施済みであり、PE 課税に対して慎重な対応が望まれる ～

中国の税務当局が、PE 課税を強化する動きにあります。今般、広州では「非居住者企業からの派遣人員が広州において職務を担当する状況に係る調査アンケート(以下、「調査アンケート」と表記)」を外資企業に対して実施しています。

調査アンケートの回答時には、現状を正確に記載することは勿論のこと、繰り返される同主旨の質問に対して整合の取れた回答を行う必要があります。また、現状に即した回答内容であっても、契約書等の関連書類の文言と矛盾が生じることも好ましくありませんので、適確な対応が求められます。当該調査アンケートを回答することにより、税務当局からの無用な誤解や疑義を回避するためにも、専門家等への相談など、慎重な対応が望ましいと考えられます。

以下は、デロイト中国による同調査アンケートの日本語参考訳の一部です。

=====

非居住者企業からの派遣人員が広州において職務を担当する状況に係る調査アンケート

尊敬する納税者様：

弊局のサービス品質を高め、貴社の税務リスクを排除するために、弊局は、非居住者企業より派遣された人員の広州における担当職務状況を理解し、及び把握する必要があるため、本調査アンケートを作成致しました。貴社のお時間のあるときに本アンケートを完成していただき、我々が非居住者企業の徴収管理業務を適切に行うために参考と提案を提供していただきたく思います。

1. 2008年以降に中国大陸以外(香港、マカオ、台湾を含む)の企業からの派遣人員が貴社にて職務を担当し、
或いは管理業務に従事することはありますか。

☐ はい ☐ いいえ

了していただいて結構です。

(後略)

調査アンケートは、上記の本文および調査項目が記載された付属書から構成されています。

上記1において、「いいえ」を選択した場合には、本文の「声明欄²」に社名を記入後、提出期限までにオンライン送付を行い、完了となります。

一方、「はい」を選択した場合には、本文の記入に加えて、調査項目の全てに回答すると共に、必要に応じて関連資料を添付し、オンライン送付を行います。

デロイト中国による、同調査アンケートの日本語参考訳の全文は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.141(2014 年 8 月号) 税務情報をご覧ください。

² 当該「声明欄」には「本調査アンケートに記載した内容は正確であり、提出した資料は真実かつ有効です。虚偽のある場合には、関連法律責任を負う意思があります」と記載されている。

投資情報

外貨資本金の自由兌換と国内再投資に対する規制緩和

～ 匯発[2014]36 号の施行 ～

外貨資本金の使用については、「外商投資企業の外貨資本金支払及び人民元転管理の関連業務操作問題の改善に関する通知」(匯綜発[2008]142 号)の施行以後、匯綜発[2011]88 号、匯発[2011]45 号³等により厳格に管理されています。例えば、手元資金の人民元転は必要書類の提出に加えて、人民元転可能金額が 1 回につき 5 万ドル相当、1 ヶ月の累計金額が 10 万ドル相当以内に限定されています。手元資金以外を用途とする人民元転時には、更に商業契約書或いは受取人発行の請求書及び前回の人民元転時に使用した関連資料の提出が要求されており、実務的にも厳格に運用されています。

同通知では「外商投資企業の外貨資本金を兌換して得た人民元資金は、審査認可機関の認可した経営範囲内で使用しなければならない、別段の規定がない限り当該人民元資金を国内における持分権投資に用いてはならない」と規定されており、投資行為を経営範囲に含めることが可能な投資性公司を除き、原則、増資資金等による現地法人からの再投資が禁止されています。

このような状況に対して、2014 年 7 月 4 日付け公布「一部地区での外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試行の展開に係る関連問題の通知」(以下“匯発[2014]36 号”と表記)が 2014 年 8 月 4 日に施行されました。匯発[2014]36 号では、天津濱海新区や蘇州工業園区を含む 16 開発区等のパイロット区域に対し、上記の人民元転規制に対する一部緩和や再投資資金としての活用を認めるなど、大幅な規制緩和を図っています。一方で、匯発[2014]36 号と同様の規制緩和が上海自由貿易試験区に対しては既に実施されており、外貨資本金の規制緩和が 17 区域に拡大したことになります。

また、匯発[2014]36 号では試行区域において、現状、外貨資本金の全額に対して、自由元転が認められます。これにより、原則において実需の発生がなければ人民元転が認められなかった従来制度とは異なり、外貨資本金の払込み直後に、全額、人民元転することも可能となりましたので、為替レートが人民元高に推移する局面では、為替リスクを軽減することも可能となりました。但し、人民元転後の資金用途は依然、原則として経営範囲内での使用のみが認められ、引続き、人民元建て委託貸付や企業間貸借の償還への使用も認められていないなど、人民元転後の資金用途が厳格に限定されている点には、留意が必要です。

今般施行された、匯発[2014]36 号、一部地区での外商投資企業の外貨資本金の人民元転管理方式の改革試行の展開に係る関連問題の通知の解説は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.141(2014 年 8 月号)投資情報をご覧ください。

³ 外貨資本金の人民元転管理の厳格化について定めた、匯綜発[2008]142 号、匯綜発[2011]88 号、匯発[2011]45 号については、トーマツ チャイナ ニュース Vol.70(2008 年 9 月号)号、Vol.105(2011 年 8 月号)号、Vol.109(2011 年 12 月号)をそれぞれ参照のこと。

有限責任監査法人トーマツ / 徳勤華永会計事務所 LLP (デロイト中国) による、中国事業展開サポート、日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- 有限責任監査法人トーマツ 中国ビジネスサポート: <http://www.tohmatsu.com/jp/jsq/ch>
- デロイト中国 JSG (日系企業サービスグループ): <http://www.tohmatsu.com/deloitte/ch>

有限責任監査法人トーマツによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略 中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟

代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346

E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakatsjimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5

名古屋ダイヤビルディング 3 号館

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

「トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

「トーマツ メールマガジン/トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

「トーマツ チャイナ ニュース」のお問合せ先: 有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略 中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家に相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited